

青空保護勝利戦 3 年行動計画配布に関する国務院通知

国発〔2018〕22 号

各省・自治区・直辖市人民政府、国務院各部・委員会、各直属機構宛

このたび「青空保護勝利戦 3 年行動計画」を各位に配布するので、真剣に貫徹実施されたい。

国務院

2018 年 6 月 27 日

(この公文書は公開發行するものである。)

青空保護勝利戦 3 年行動計画

青空保護戦に勝利することは、第 19 回党大会が打ち出した重要な政策であり、人民の日に増しに高まる美しい生活需要への対応、小康社会の全面的建設、経済の質の高い発展及び美しい中国の建設に関わるものである。大気環境質の改善を加速し、青空保護戦に勝利するため、本行動計画を作成する。

一、総体的要求

(一) 指導思想。習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、第 19 回党大会及び第 19 回中央委員会第 2 回、第 3 回全体会議の主旨を全面的に貫徹し、党中央、国務院の政策決定及びその業務手配並びに全国生態環境保護大会の要求を真剣に実施し、新しい発展理念を堅持し、国民一丸となった対策実施、発生源での予防処理、対症療法と根治療法の同時実施を堅持し、北京・天津・河北及びその周辺部、長江デルタ地域、汾渭平原などの区域（以下、重点区域という）を重点とし、大気汚染防止行動を継続的に実施し、経済的、法的、技術的手段及び必要な行政手段を総合的に活用し、産業構造・エネルギー構造・輸送構造及び用地構造の調整・最適化を大々的に実施し、区域共同予防・制御を強化し、秋冬季の汚染対策を確実に実施し、全体を考慮し、統一的に計画し、的確な措置を講じ、青空保護戦に断固として勝利し、環境便益、経済便益及び社会便益を同時に実現する。

(二) 目標と指標。3 年間の努力を経て、主要大気汚染物質の総排出量を大幅に削減し、そのコベネフィット効果として温室効果ガスの排出量を削減し、微小粒子状物質（PM_{2.5}）

の濃度をさらに顕著に低下させ、大気質の重汚染日数を顕著に減らし、大気環境質を顕著に改善し、人民の青空幸福感を著しく高める。

2020年には、二酸化硫黄、窒素酸化物の総排出量は2015年比でそれぞれ15%以上低下し、PM_{2.5}基準未達成の地区級以上の都市の濃度は2015年比で18%以上低下し、地区級以上の都市の大気質の優良日数比率は80%に達し、重度以上汚染の日数比率は2015年比で25%以上低下する。「十三・五」目標を前倒しで達成した省は改善の成果を維持し、より強固なものにしなければならない。達成できていない省は「十三・五」の削減義務の全面的達成を確保しなければならない。北京市は、大気環境質改善目標を「十三・五」目標をベースにさらに引き上げなければならない。

(三) 重点区域の範囲。北京・天津・河北及びその周辺部、それには北京市、天津市、河北省の石家荘・唐山・邯鄲・邢台・保定・滄州・廊坊・衡水市及び雄安新区、山西省の太原、陽泉、長治、晋城市、山東省の済南、淄博、済寧、德州、聊城、濱州、荷澤市、河南省の鄭州、開封、安陽、鶴壁、新郷、焦作、濮陽市などが含まれる。長江デルタ地域には、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省が含まれる。汾渭平原には山西省の晋中、運城、臨汾、呂梁市、河南省の洛陽、三門峽市、陝西省の西安、銅川、宝鷄、咸陽、渭南市及び楊凌モデル区などが含まれる。

二、産業構造の調整・最適化を図り、産業のグリーン発展を推進する

(四) 産業配置の最適化。各地は生態系保全のレッドライン、環境質の最低ライン、資源利用の上限ライン、環境参入リストの作成作業を完了し、開発禁止と開発が制限される業種・生産プロセス及び産業のリストを明確にする。エネルギー消費が高く、汚染が深刻で、資源消費型業種の参入条件を見直し、大気環境質基準未達成都市では産業の参入基準をより厳格に定めなければならない。区域及び計画時の環境影響評価を積極的に推進し、鉄鋼、石油化学、化学工業、コークス、建材、非鉄金属などの新設、改築、拡張プロジェクトの環境影響評価は区域、計画時の環境影響評価要件を満たさなければならない。(生態環境部がリードし、発展改革委員会、工業と情報化部、自然資源部が参与し、地方の各級人民政府が実施を担当する。以下はいずれも地方の各級人民政府が実施を担当する。以下省略。)

区域の産業配置調整を強化する。都市市街地に立地している重度汚染企業の移転改造及び閉鎖・退出を加速させ、一連のセメント、板ガラス、コークス、化学工業などの重度汚染企業の移転プロジェクトの実施を推進する。重点区域都市の鉄鋼企業については、完全な閉鎖・操業停止、生産様式転換、現地に残ったままの改造、域外への移転などの措置を講じて、生産様式転換・高度化改造を促す。重点区域では、化学園区の新設を禁じ、既存の化学工業園区の改善を強化する。各地の移転が決まった企業は移転スケジュールを明確にしなければならず、期限を過ぎても移転していない場合は操業停止を命じる。(工業と情報化部、発

展改革委員会、生態環境部などはその職責に応じて分担する。)

(五)「二高」(高い汚染物質排出、高いエネルギー消費の資源消費型産業—訳注)業種の生産能力の増加を厳格に抑制する。重点区域では、鉄鋼、コークス、電解アルミ、鋳造、セメント及び板ガラスなどの生産能力の新たな増加を厳禁する。鉄鋼、セメント、板ガラスなどの業種の生産能力置換実施規則を確実に実行する。大口資材輸送に関わる新設、改築、拡張建設プロジェクトは、原則として道路輸送を利用してはならない。(工業と情報化部、発展改革委員会がリードし、生態環境部などが参与)

立ち遅れた生産能力の淘汰と過剰な生産能力の圧縮・削減を強化する。質量、環境保護、エネルギー消費、安全などに関する法律法規・基準を厳格に実行する。「産業構造調整指導目録」を改訂し、重点区域における過剰生産能力の淘汰基準を底上げする。重点区域では独立系コークス企業の淘汰を強化し、北京・天津・河北及びその周辺部では「鉄鋼によってコークスを決める」ことを実施し、2020年にはコークス生産能力と鉄鋼生産能力の比を0.4前後にする。「地条鋼」の復活を確実に防ぐ。2020年には、河北省の鉄鋼生産能力は2億トン以内に抑える。生産能力解消計画に盛り込まれた鉄鋼企業は付帯する焼結炉、コークス炉、高炉などの設備も同時に廃止する。(発展改革委員会、工業と情報化部がリードし、生態環境部、財政部、市場監督管理総局などが参与)

(六)「散・乱・汚」企業の総合的是正整備の実施を強化する。「散・乱・汚」企業及びそのクラスターに対する総合的是正整備行動を全面的に実施する。産業政策、産業配置計画、及び土地、環境保護、質量、安全、エネルギー消費などの要求に基づき、「散・乱・汚」企業及びそのクラスターの是正整備基準を作成する。「散・乱・汚」企業をしらみつぶしに調査し、管理台帳を作成する。「操業停止は先、対策は後」の原則に則り、種類ごとに処理する。閉鎖・操業停止・取締りに組み入れられたものに対しては「両断三清」(工業用水、電気の停止、原料、製品、生産設備の完全撤去)をほぼ完了する。統合移転類に組み入れられたものに対しては産業発展の大規模化、近代化原則に基づき、工業団地に移転させるとともに高度化改造を促す。高度化改造類に組み入れられたものに対しては業界ベンチマークを確立してクリーンプロダクション技術改造の実施を促し、汚染処理レベルを全面的に向上させる。「散・乱・汚」企業に対する動的管理メカニズムを構築し、「散・乱・汚」企業の建設プロジェクトの実施とすでに取り締まりが完了した「散・乱・汚」企業の他地域への移転、生産復活を断固として阻止する。北京・天津・河北及びその周辺部では、2018年末までに全面的に完了し、長江デルタ地域、汾渭平原では、2019年末までにほぼ完了し、全国では2020年までにほぼ完了する。(生態環境部、工業と情報化部がリードし、発展改革委員会、市場監督管理総局、自然資源部などが参与)

(七)工業汚染対策を深化させる。工業汚染発生源の全面的な基準達成を引き続き推進し、

排煙のオンラインモニタリングデータを法執行の根拠として、基準超過に対する処罰と合同取り締まりを一層厳格化し、基準未達成企業は一律に操業停止して是正措置を講じる。すべての固定発生源を網羅した企業汚染排出許可制度を構築し、2020年末までに汚染排出許可管理リストに定められた業種の許可証発行を完了する。(生態環境部が担当)

重点業種における汚染処理の高度化改造を推進する。重点区域では、二酸化硫黄、窒素酸化物、粒子状物質、揮発性有機化合物(VOCs)は大気汚染物質特別排出規制値を全面的に実行する。鉄鋼などの業種の超低濃度排出対応改造の実施を推進し、重点区域では都市市街地のコークス炉に密閉カバーを設置するとともに、排ガスを収集して処理する。工業企業の無組織排出管理を強化する。鉄鋼、建材、非鉄金属、火力発電、コークス製造、鋳造などの重点業種及び石炭焚きボイラーの無組織排出に対し、徹底的に調査し、管理台帳を作成し、資材(スラグ・残さを含む)の輸送、積み下ろし、保管、移動及び生産工程などの無組織排出に対する高度な処理対策を実施する。北京・天津・河北及びその周辺部では2018年末までに改善目標をほぼ完了し、長江デルタ地域と汾渭平原は2019年末までに完了し、全国では2020年末までに完了する。(生態環境部がリードし、発展改革委員会、工業と情報化部が参与)

各種工業園區の循環化改造、ルールに則った開発、品質と効率の向上を推進する。企業のクリーナープロダクションを強力的に推進する。開發区、工業園區、ハイテク区などに対して集中的に整理改善を行い、期限付きで基準達成に向けた改造を実施させ、工業集積エリアの汚染を削減する。工業園區内の集中熱供給施設を改善し、集中熱供給を積極的に普及する。条件を具備した工業集積エリアでは、集中塗装施工センターを建設し、高効率の汚染処理施設を設置して、企業それぞれの単独塗装工程を代替する。(発展改革委員会がリードし、工業と情報化部、生態環境部、科学技術部、商務部が参与)

(八) グリーン・環境産業の育成に大いに力を入れる。グリーン産業の規模を拡大し、省エネ・環境産業、クリーナープロダクション産業、クリーンエネルギー産業を発展させ、新たな駆動力となる産業を育成する。一群の国際競争力を有する大型省エネ・環境保護リーディング企業の育成を支援し、企業の技術イノベーション能力の向上をサポートし、重要なキーテクノロジー・コアテクノロジーの取得を加速させ、大気改善重点技術・設備などの産業化及び普及応用を促進する。省エネ・環境保護の総合的解決案を積極的に推進し、契約型エネルギー管理、環境汚染第三者処理及び社会化モニタリングなど新しい業態の発展を加速し、一群のレベルが高く、専門性の高い省エネ・環境保護サービス企業を育成する。(発展改革委員会がリードし、工業と情報化部、生態環境部、科学技術部などが参与)

三、エネルギー構造調整を加速し、クリーン・低炭素・高効率のエネルギー体系を構築する

(九) 北方地域のクリーン暖房実施を効果的に推進する。実情に鑑みて、電気が良ければ電気、ガスが良ければガス、石炭が良ければ石炭、熱エネルギーが良ければ熱エネルギーを利用し、北方地域の住民が暖かく安全に冬を過ごせるよう暖房の提供を確保する。資源を集約して北京・天津・河北及びその周辺部、汾渭平原などの区域の生活用石炭の改善と代替を実施する。優先的に郷鎮あるいは区・県を単位として一括的に実施する。2020年の暖房期までに、エネルギー供給を保証する前提のもとで、北京・天津・河北及びその周辺部、汾渭平原の平野部において生活用及び冬季の暖房用石炭の切り替えをほぼ完了する。現在クリーンエネルギー転換条件を具備していない山間部については、クリーンコールを積極的に押し広めると同時に石炭の品質監督管理を強化し、低品位炭の販売と使用を断固として取り締まる。壁掛け型ガス温水暖房機のエネルギー効率²は2級を下回ってはならない。(エネルギー局、発展改革委員会、財政部、生態環境部、住宅と都市農村建設部がリードし、市場監督管理総局などが参与)

天然ガスの生産・供給・貯蔵・販売体系の構築に全力で取り組む。2020年までに、天然ガスのエネルギー総消費量に占める割合が10%に達するよう努力する。天然ガスの増加分は都市住民及び大気汚染が深刻な地域の住民の生活・冬季の暖房用に優先的に利用し、北京・天津・河北及びその周辺部、汾渭平原を重点的に支援し、「ガス増加、石炭削減」を実現させる。「石炭の天然ガス転換」は「天然ガスの量によって代替量を決める」方針を堅持し、安全な施工、安全な利用、安全な管理を確保する。天然ガスピーク電源などの中断可能なユーザーを順次発展させ、原則として天然ガスコージェネレーション及び天然ガス化学工業プロジェクトを新設しない。期限を定めて天然ガス導管網同士の相互接続を完了し、「南からのガスを北へ輸送する」通路を貫通させる。天然ガス貯蔵施設整備のテンポを速め、2020年の暖房期までに、地方政府、都市部のガス事業者及び川上の供給事業者の貯蔵能力が数値目標の要求に達する。消費ピークを避けられるユーザーのリストを作成、見直し、暖房期においては「非民生部門への供給を減らして民生部門の需要を確保する」政策を実行する。(発展改革委員会、エネルギー局がリードし、生態環境部、財政部、住宅と都市農村建設部などが参与。)

農村の「石炭から電気への転換」のための電力網改造を加速する。事業実施計画を作成する。電力網企業は送変電工事建設を統一的に調整し、住民の暖房用電力の需要を満たす。蓄熱式など電気による熱供給を奨励する。地方政府は「石炭から電気への転換」のための電力網工事建設を支援し、「石炭から電気への転換」「石炭からガスへの転換」を実施するための建設用地を統一的に調整する。(エネルギー局、発展改革委員会がリードし、生態環境部、自然資源部が参与)

(十) 重点区域の石炭消費総量規制を引き続き実施する。2020年までに、全国のエネルギー総消費量に占める石炭の割合を58%以下に低下させる。石炭総消費量は、北京、天津、河北、山東、河南5省(直轄市)は2015年比で10%、長江デルタ地域は5%低下し、汾渭

平原はマイナスの増加を実現する。新設の石炭消費プロジェクトは石炭の減量代替を実施する。石炭の集中的利用、クリーンな利用の原則に基づき、発電以外の石炭利用量を重点的に削減し、発電用石炭の割合を高め、2020年に、全国の石炭総消費量に占める発電用石炭の割合を55%以上に引き上げる。電気エネルギーによる石炭と石油燃料の代替を引き続き推進し、代替量は1,000億kWh以上に達する。(発展改革委員会がリードし、エネルギー局、生態環境部が参与)

特別計画を制定し、環境、エネルギー消費、安全などの基準を達成していない、30万kW以下の石炭火力発電設備を断固として淘汰し、操業停止・閉鎖を命じる。操業停止・閉鎖が命じられる設備の容量、石炭消費量及び汚染物質排出量の枠については、取引または置換を可能にし、同等の容量の超低濃度排出基準を満たしている石炭火力発電設備の建設を統一的に手配することができる。重点区域では、石炭火力発電設備の新規設置を厳しく制限し、電力の新規需要への対応は主に区域内の非化石エネルギーによる発電および他所からの送電に頼る。期限を定めて重点送電通路の建設を完了し、電力供給システムの安全、安定的な稼働の確保を前提として、2020年までに、北京・天津・河北、長江デルタ地域における他所からの送電量の割合を2017年比で顕著に引き上げる。(エネルギー局、発展改革委員会がリードし、生態環境部が参与)

(十一) 石炭焚きボイラーの総合的改善措置を実施する。小型の石炭焚きボイラーの淘汰を強化する。県級以上の都市の市街地においては、換算蒸発量10トン・時以下の石炭焚きボイラー、湯沸かし炉、業務用かまど、食糧乾燥設備などの石炭焚き施設を基本的に淘汰し、原則として換算蒸発量35トン・時以下の石炭焚きボイラーを新設しない。他の地域においては、原則として換算蒸発量10トン・時以下の石炭焚きボイラーを新設しない。大気環境質基準の未達成都市においてはさらに淘汰対象の裾切基準を下げる。重点区域においては、基本的に換算蒸発量35トン・時以下の石炭焚きボイラーを淘汰し、65トン・時以上の石炭焚きボイラーはすべて省エネと超低排出対応改造を完了する。天然ガスボイラーは低NOx改造をほぼ完了する。都市市街地のバイオマスボイラーは超低排出対応改造を実施する。

(生態環境部、市場監督管理総局がリードし、発展改革委員会、住宅と都市農村建設部、工業と情報化部、エネルギー局が参与)

純凝縮蒸気タービン発電設備とコージェネレーション設備に対する技術改造を強化し、熱供給導管網の建設を加速し、熱供給能力を十分に発揮、向上させ、管網がカバーする範囲内の石炭焚きボイラーおよび生活用石炭の使用を廃止する。コージェネレーションによる集中的熱供給の実施条件を具備していない地域であり、複数台の小型石炭焚きボイラーを有する場合は、等量代替の原則に基づいて大容量の石炭焚きボイラーを設置することができる。2020年末までに、重点区域にある30万kW以上のコージェネレーション発電所の熱供給半径15km内の石炭焚きボイラーおよび旧式の小型石炭焚き熱電供給工場はすべて閉鎖、操業停止と統合を実施する。(エネルギー局、発展改革委員会がリードし、生態環境

部、住宅と都市農村建設部などが参与)

(十二) エネルギー利用効率を高める。引き続きエネルギー総消費量と単位あたり消費量のダブル抑制行動を実施する。省エネ基準体系を一層整備し、省エネ・高効率の技術と製品を開発、普及し、省エネ基準がすべての重点エネルギー使用業種・設備をカバーするように取り組む。重点区域では、新設のエネルギー多消費型プロジェクトの単位製品あたり(単位生産額あたり)エネルギー消費量が国際先進レベルに到達しなければならない。現地の実情に応じて建築の省エネ基準を引き上げ、グリーン建築の普及を強化し、条件を具備している地域及び都市の新築建物はグリーン建築基準を全面的に適用する。エネルギー計量体系を一層整備し、熱供給計量の改革を継続的に推進し、既存居住用建物の省エネ改造を推進し、北方の暖房供給地域における改築価値のある都市部居住用建物の省エネ改造を重点的に進める。農村住宅省エネ改造の実施を奨励する。(発展改革委員会、住宅と都市農村建設部、市場監督管理総局がリードし、エネルギー局、工業と情報化部などが参与)

(十三) クリーンエネルギーと新エネルギーの開発を加速する。2020年には、エネルギー総消費量に占める非化石エネルギーの割合が15%に達する。水力発電を秩序的に開発し、安全的、効率的に原子力発電を開発し、風力・太陽エネルギー開発の地点配置を最適化し、現地の実情に応じてバイオマスエネルギー、地熱エネルギーなどを開発する。資源的条件を具備している地域では、県域バイオマスエネルギー・コージェネレーション、バイオマス成型燃料ボイラーおよびバイオ天然ガスの開発を奨励する。再生可能エネルギーの活用に一層力を入れ、水力・風力・太陽光の廃棄問題をほぼ解決する。(エネルギー局、発展改革委員会、財政部が担当)

四、輸送構造を積極的に調整し、グリーン交通体系を発展させる

(十四) 貨物輸送構造調整の最適化を図る。鉄道輸送の比率を大幅に引き上げる。2020年に、全国の鉄道貨物輸送量は30%、北京・天津・河北及びその周辺部、長江デルタ地域、汾渭平原はそれぞれ40%、10%、25%増加する。海上輸送と鉄道輸送の連携を大いに推進し、全国の重要港湾における海上コンテナの鉄道輸送量は年平均10%以上増加する。輸送構造調整行動計画を制定し実施する。(発展改革委員会、交通運輸部、鉄道局、中国鉄道総局がリードし、財政部、生態環境部が参与)

鉄道貨物輸送重点プロジェクトの建設を推進する。貨物輸送用鉄道建設への投資を拡大し、蒙華(内モンゴル西部一華中)、唐曹(唐山一曹妃甸)、水曹(卑水鉄道一曹妃甸)など貨物輸送用鉄道の建設工事を加速する。張唐(張家口一唐山)、瓦日(瓦塘鎮一日照市)などの路線の石炭輸送量を大幅に増やす。環渤海地域、山東省、長江デルタ地域においては、2018年末までに、沿海の主要港及び唐山港、黄驊港への石炭の集荷は鉄道または水上輸送

に切り替える。2020年暖房期までに、沿海の主要港及び唐山港、黄驊港の鉱石、コークスなどの大口貨物は原則として主に鉄道または水上輸送に切り替える。鉄鋼、電解アルミ、電力、コークスなどの重点企業は専用鉄道線の建設を加速し、既存の専用鉄道線の能力を十分に活用し、鉄道輸送の比率を大幅に増やし、2020年には、重点区域の比率が50%以上に達する。(発展改革委員会、交通運輸部、鉄道局、中国鉄道総会社がリードし、財政部、生態環境部が参与)

複合輸送(インターモーダル輸送)を大いに発展させる。鉄道物流センター、高速道路港(高速道路物流ネットワークのプラットフォーム一訳注)、沿海と内陸河川港などに依拠し、複合輸送型及び幹支線連携型貨物輸送ハブ(物流園区)の建設を推進し、コンテナの複合輸送の普及を加速する。都市部のグリーン物流体系を構築し、都市の既存鉄道ヤード、物流倉庫を都市配送センターへのグレードアップ改造を支援する。河海連携輸送、河川と港湾との間のコンテナ直行輸送、RORO船、トレーラーのドロップ&プールなどの輸送方式の発展を奨励する。貨物輸送の空車回送率を低下させる。(発展改革委員会、交通運輸部がリードし、財政部、生態環境部、鉄道局、中国鉄道総会社が参与)

(十五)車・船構造のグレードアップを加速する。新エネルギー自動車の利用を普及する。2020年には、新エネルギー自動車の製造・販売量が200万台前後に達する。都市市街地の路線バス、清掃車、郵政車、タクシー、通勤バス、軽型物流配送車の新規購入および更新の際の新エネルギーまたはクリーンエネルギー車の利用推進を加速し、重点区域の利用比率は80%に達する。重点区域の港湾、空港、鉄道ヤードなどで作業用車両を新規購入または更新する際には、主に新エネルギー車またはクリーンエネルギー車を利用する。2020年末までに、重点区域の直轄市、省都都市、計画単列市の市街地の路線バスはすべて新エネルギー車に切り替える。物流園区、産業園区、工業園区、大型ショッピングセンター、農産物・日用品卸売市場などの物流集散地には集中式充電ポールおよび急速充電ポールを建設する。物流配送用新エネルギー車が市内で走行できるように便宜を図る。(工業と情報化部、交通運輸部がリードし、財政部、住宅と都市農村建設部、生態環境部、エネルギー局、鉄道局、民用航空局、中国鉄道総公司等が参与)

老朽車両の淘汰を大々的に実施する。重点区域では、経済的補償、使用制限、排ガスの基準超過に対する厳格な規制などの方式を採用して排ガス基準国Ⅲ以下の営業用ディーゼルトラックの前倒し淘汰・更新を強力的に推進する。希薄燃焼技術を採用した車両、及び「ガソリンから天然ガスへ」転換された老朽ガス車の淘汰を加速する。各地は、営業用ディーゼルトラック及び天然ガス車の前倒し淘汰・更新の目標及び実施計画を作成する。2020年末までに、北京・天津・河北及びその周辺部、汾渭平原は排ガス基準国Ⅲ以下の営業用中型・大型ディーゼルトラック100万台以上を淘汰する。2019年7月1日より、重点区域、珠江デルタ地域、成都・重慶地域は国Ⅵ排ガス基準を前倒しで実施する。国Ⅵ排ガス基準を満たした天然ガス車の使用を推進する。(交通運輸部、生態環境部がリードし、工業と情報化部、

公安部、財政部、商務部が参与)

船舶の更新・グレードアップを推進する。2018年7月1日より、新たに製造する船舶エンジンの第I段階排ガス基準を全面的に実施する。電気、天然ガスなど新エネルギーまたはクリーンエネルギーを使用する船舶の使用を普及する。長江デルタなど重点区域内の内陸河川では航行禁止・制限などの措置を講じて排出量の高い船舶の使用を制限しなければならず、使用年数20年以上の内陸河川舟運船舶の淘汰を奨励する。(交通運輸部がリードし、生態環境部、工業と情報化部が参与)

(十六) 燃料油品質のグレードアップを加速する。2019年1月1日より、全国において全面的に国VI基準を満たした自動車用ガソリン・軽油を供給し、国VI基準を下回るガソリン・軽油の販売を停止し、車用軽油、普通軽油、一部の船舶用燃料油の「3種類の燃料油の統合」を実現し、普通軽油基準を廃止し、重点区域、珠江デルタ地域、成都・重慶地域などでは前倒しで実施する。車用軽油の中に環境的要件に合致する燃料油洗浄・性能向上剤の販売前添加を検討する。(エネルギー局、財政部がリードし、市場監督管理総局、商務部、生態環境部などが参与)

(十七) 移動発生源汚染の予防と処理を強化する。自動車の新規製造・販売における環境基準不適合などの違法行為を厳しく排除する。新車の環境保護装置の検査を厳格に実施し、新車の販売、検査、登録などの場所で、環境保護装置の抜き取り検査を行い、新車の環境保護装置の生産一致性を確保する。地方の環境基準適合公告と目録の審査許可を廃止する。全国の自動車排ガス基準超過情報データベースを構築し、排ガス基準超過自動車の製造・輸入業者、登録地、排ガス検査機関、整備業者、輸送業者などを追跡し、全過程における監督管理を実現する。老朽ディーゼル自動車の高度な処理対策を推進し、条件を具備した場合は、汚染抑制装置を取り付け、常時監視用端末を配備し、さらに生態環境などの政府関係部局とネットワーク接続し、粒子状物質と窒素酸化物の排出を同時に抑制し、安定的に基準を達成している車両はオンライン排ガス検査が免除される。条件を具備している都市はタクシーの三元触媒浄化器の定期的交換を実施する。(生態環境部、交通運輸部がリードし、公安部、工業と情報化部、市場監督管理総局などが参与)

オフロード車および船舶の汚染防止を強化する。オフロード車の悉皆調査を実施し、オフロード車の低排出規制エリアを確定し、排出量の高いオフロード車を厳しく規制し、重点区域では2019年末までに完了する。排ガス基準に適合しない建設機械、港湾作業機械のクリーン化改造と淘汰を推進し、重点区域の港湾、空港で作業機械を新規購入または更新する際にはクリーンエネルギーまたは新エネルギー型を採用する。2019年末までに、船舶の排出規制エリアの範囲を調整・拡大し、沿海部の重点港湾をカバーする。内陸河川船舶の改造を推進し、粒子状物質の排出抑制を強化し、窒素酸化物の排出削減パイロット事業を実施する。(生態環境部、交通運輸部、農業農村部が担当)

接岸中の船舶および駐機中の飛行機の陸上電源の利用を推進する。港湾・埠頭および空港の陸電施設の建設を加速し、港湾・埠頭および空港の陸電施設の利用率を高める。2020年末までに、沿海部主要港の50%以上の専門バース（危険貨物バースを除く）は船舶への陸電供給能力が備わる。新設の埠頭は本体工事と同時に陸電施設の計画、設計、建設を行う。重点区域の沿海港湾でタグボートを新規購入または更新する際にクリーンエネルギー型を優先的に利用する。地上電源による補助動力装置代替を普及し、重点区域の民用空港では飛行機が駐機中に主に陸電を利用する。（交通運輸部、民用航空局がリードし、発展改革委員会、財政部、生態環境部、エネルギー局などが参与）

五、用地構造の最適化調整を実施し、面源汚染対策を推進する

（十八）防風・砂丘固定のための造林などの緑化事業を実施する。北方地域の防砂ベルトにおいて生態安全の壁を建設し、三北保全林体系の建設、北京・天津黄砂発生源対策、太行山の緑化、草原の保全と防風・砂丘固定を重点的に強化する。保全型耕作、林間栽培などの方式を普及し、季節的な裸地・農地の発じんを抑制する。都市部機能の分散移転、更新および調整を行う際に、立ち退いた後の更地でまだ将来の用途が定まっていないものはまず緑地として利用する。都市部では「グリーン通路」、「グリーン回廊」を建設し、退工還林・還草（工業用地を林地・草地へ戻すこと）を実施する。都市市街地の緑化率を大幅に引き上げる。（自然資源部がリードし、住宅と都市農村建設部、農業農村部、林草局が参与）

（十九）露天掘り鉱山の総合整備対策を推進する。露天掘り鉱山の悉皆調査を全面的に完了する。資源環境に関する法律法規・計画に違反し、環境を汚染し、生態系を破壊し、無許可・無秩序な採掘が行われた露天掘り鉱山に対し、法に基づいて閉鎖を命じる。汚染処理が不適切な露天掘り鉱山に対し、法に基づいて操業停止・改善を命じる。改善終了後、関係政府部局の検収で合格となつてはじめて生産を再開できる。操業停止を拒否し、または勝手に生産を再開するものに対し、法に基づいて強制的に閉鎖する。責任主体が滅失した露天掘り鉱山に対し、修復と緑化、粉塵発生の抑制を強化する。重点区域では原則として露天掘り鉱山の新規建設を禁じる。ボタ山の処理を強化する。（自然資源部がリードし、生態環境部などが参与）

（二十）飛散粉塵の総合対策を強化する。工事現場の粉塵規制を厳格に実施する。2018年末までに、各地は工事現場管理リストを作成する。現地の実情に応じて計画的にプレハブ建築を発展させる。工事現場の飛散粉塵汚染防止を文明施工管理の内容に組み入れ、飛散粉塵抑制責任制度を構築し、飛散粉塵対策費を工事費に計上する。重点区域の建設工事現場は周囲に仮囲いを設け、資材置き場をカバーで覆い、湿式の土木掘削工法を採用し、道路の仮舗装を実施し、出入り車両の洗浄を行い、残土運搬車両を密閉するなど「6つの百パーセン

ト」を実施し、オンラインモニタリング及びビデオ監視の設備を設置すると同時に、現地政府担当部局とネットワーク接続する。飛散粉塵管理が不十分な場合は、その不良の記録情報を建築市場信用管理システムに掲載し、情状が重大である場合は建築市場主体ブラックリストに掲載する。道路粉塵総合対策を強化する。道路清掃の機械化作業を大々的に推進し、道路の機械化清掃率を高める。2020年未までに、地区級以上の都市の市街地は70%以上、県政府所在地の町は60%に達し、重点区域ではこれを顕著に引き上げなければならない。残土運搬車両に対する適正な管理を厳格に実施し、残土運搬車両は密閉しなければならない。(住宅と都市農村建設部がリードし、生態環境部が参与)

重点区域では降下ばいじんに関する審査考課を実施する。北京・天津・河北及びその周辺部、汾渭平原の各市では、平均降下ばいじん量は9トン/月・平方キロを超えてはならない。長江デルタ地域では5トン/月・平方キロを超えてはならない。そのうち江蘇省北部、安徽省北部では7トン/月・平方キロを超えてはならない。(生態環境部が担当)

(二十一) 農作物残茎の再生利用及びアンモニア排出抑制を強化する。農作物の残茎の野焼き規制を確実に実施し、農作物残茎野焼き規制の主体としての地方の各級政府の責任を強化する。重点区域ではグリッド化監督管理制度を構築し、夏季と秋季の収穫期に野焼き特別パトロールを実施する。東北地域では秋冬季における農作物残茎の集中的な野焼き及び暖房期におけるボイラーの一斉の稼働開始問題に対し、特別事業計画を作成し、科学的、計画的な指導に取り組む。農作物残茎の野焼きによる重度な区域的大気汚染の発生を確実に予防する。規制と誘導の結合を堅持し、政策支援を強化し、農作物残茎の再生利用を全面的に実施し、2020年に全国の農作物残茎の総合利用率は85%に達する。(生態環境部、農業農村部、発展改革委員会がそれぞれの分担で実施)

農業由来のアンモニア排出を抑制する。化学肥料と農薬の使用量を削減し、有機肥料の使用量を増やし、化学肥料と農薬使用量のマイナスの増加を実現する。化学肥料の利用率を高め、2020年に北京・天津・河北及びその周辺部、長江デルタ地域は40%以上に達する。畜産排泄物の資源化利用を強化し、畜舎の換気環境を改善し、畜産排泄物の総合利用率を高め、アンモニアの揮発排出量を削減する。(農業農村部がリードし、生態環境部などが参与)

六、重大特別行動を実施し、汚染物質の排出を大幅に低下させる

(二十二) 重点区域の秋冬季大気攻略戦を実施する。北京・天津・河北及びその周辺部、長江デルタ地域、汾渭平原秋冬季大気汚染総合対策攻略行動計画を作成・実行し、大気の高汚染日数の削減に着手し、秋冬季の大気汚染防止にしっかりと取り組み、重点分野に焦点を当て、攻略行動の目標、行動措置を都市に割り振りする。各市は具体的な実施計画を作成し、企業に実行計画の作成と実施を督促する。北京・天津・河北及びその周辺部は北京を重点中の重点とし、雄安新区の大気環境質が北京市南部地区の同等水準に達するよう努める。全国

の法執行の人員を統一的に調整手配し、管轄区域外での法執行、現地に駐在しての監督を実施し、各種施策の確実な実行を確保する。(生態環境部がリードし、発展改革委員会、工業と情報化部、財政部、住宅と都市農村建設部、交通運輸部、エネルギー局などが参与)

(二十三) ディーゼルトラック汚染対策攻略戦に勝利する。ディーゼルトラック汚染対策攻略行動計画を作成し、燃料油、道路、車両の対策を統一的に調整し、クリーンディーゼル車(エンジン)、クリーン輸送及びクリーン燃料行動を実施し、ディーゼルトラックの汚染物質総排出量の明瞭な低下を確保する。ディーゼルトラックの製造販売、登録使用、検査整備などの段階の監督管理を強化し、天・地・車・人が一体化した全方位型監視体系を構築し、使用過程車の排ガス検査と強制整備制度を実施する。各地は多部局による合同法執行特別行動を実施する。(生態環境部、交通運輸部、財政部、市場監督管理総局がリードし、工業と情報化部、公安部、商務部、エネルギー局などが参与)

(二十四) 工業窯炉是正整備特別行動を実施する。各地は工業窯炉総合是正整備実施計画を作成する。もれなく調査し、各種の工業窯炉管理リストを作成する。業種ごとのルールを制定し、各種工業窯炉に関する環境保護、エネルギーなどの基準を改訂・改善し、重点区域の排出基準を引き上げる。基準に適合しない工業窯炉の淘汰を強化し、中小型ガス発生炉の淘汰を加速する。工業窯炉による電気、天然ガスなどクリーンエネルギーまたは周辺の熱電工場から供給される熱エネルギーの利用を奨励する。重点区域では石炭熱風炉を取り締まり、コージェネレーション熱供給網がカバーするエリアにおける石炭焚き加熱・乾燥炉(窯)を基本的に淘汰する。炉心直径3メートル以下の燃料型ガス発生炉を淘汰し、化学肥料業種における固定床間欠式ガス化炉(UGI)の是正整備を強化する。ガス発生炉を集中的に利用する工業園區で、天然ガスへの転換条件を具備していないものは、原則としてクリーンコールによるガス製造センターを統一的に建設しなければならない。高硫黄含有石油コークスを混ぜて使用することを禁じる。工業窯炉の是正整備を強化査察の重点課題とし、リストに掲載されていないすべての工業窯炉を秋冬期ピークシフト生産計画の対象に盛り込む。(生態環境部がリードし、発展改革委員会、工業と情報化部、市場監督管理総局などが参与)

(二十五) VOCs 特別是正整備計画を実施する。石油化学、化学工業、工業塗装、包装印刷など VOCs 排出の重点業種及び燃料の貯蔵・輸送・販売に対する総合是正整備計画を作成し、漏洩検出と修復(LDAR)に関する基準を發布し、VOCs 対策技術指針を作成する。重点区域では VOCs 含有量の高い溶剤型塗料、印刷インキ、接着剤などを製造・使用するプロジェクトの建設を禁じ、外食産業の油煙対策の実施を強化する。VOCs 是正整備特別法執行行動を実施し、違法な汚染排出行為を断固として取り締まり、是正整備の効果がよくなく、技術サービス能力が薄弱であり、運営管理レベルが低い事業者については、リストを公表し、合同処罰を実行し、VOCs 処理とサービスの専門的、大規模なリーディング企業の育

成を支援する。2020年に、VOCs総排出量は2015年比で10%以上の削減を実現する。(生態環境部がリードし、発展改革委員会、工業と情報化部、商務部、市場監督管理総局、エネルギー局などが参与)

七、区域間合同予防制御を強化し、重汚染天気に対処する

(二十六) 区域間大気汚染防止協力メカニズムを構築し、改善する。北京・天津・河北及びその周辺部大気汚染防止連携グループを北京・天津・河北及びその周辺部大気汚染防止指導グループに調整する。汾渭平原大気汚染防止協力メカニズムを構築すると同時に、北京・天津・河北及びその周辺部大気汚染防止指導グループの傘下に組み入れ、その統一的指導を受ける。引き続き長江デルタ地域大気汚染防止連携グループの役割を発揮させる。連携グループは当該区域の大気汚染防止実施計画、年度計画、目標、重要な施策及び区域の重点産業発展計画、重要なプロジェクトの建設など大気汚染防止事業に関する重要な事項の検討、審議、区域の重汚染天気への合同対応活動の手配などを実施する。(生態環境部が担当)

(二十七) 重汚染天気への緊急対応の連携を強化する。区域の大気質予測予報センターのキャパシティービルディングを強化し、2019年末までに7日～10日間の予報能力を備えさせる。省級の予報センターは都市を単位とした7日間の予報能力を有するようになる。大気環境質の中長期趨勢予測作業を実施する。早期警報区分基準体系を見直し、区域別、季節別の緊急対応基準に区分し、同じ区域では緊急対応警報基準を統一しなければならない。区域に大範囲の重汚染が出現すると予測された場合は、早期警報情報を一元的に発布し、各関係都市が階層別の緊急対応措置を取り、区域間の緊急対応の連携を実施する。(生態環境部がリードし、気象局などが参与)

(二十八) 緊急対応削減措置をしっかりと実施する。重汚染天気緊急対応計画を作成し、改善する。緊急対応計画における汚染物質の排出削減比率を高め、黄色、オレンジ、赤色警報の際の排出削減比率は原則としてそれぞれ10%、20%、30%を下回らない。緊急対応削減措置を細分化し、企業の各工程に割り振りし、「1工場1対策」のリスト式管理を実施する。黄色以上の重汚染天気の警報期間において、鉄鋼、建材、コークス、非鉄金属、化学工業、鉱山など大口資材の輸送に関わる車両利用重点企業は輸送の緊急時対応を実施する。(生態環境部がリードし、交通運輸部、工業と情報化部が参与)

重点区域では秋冬季の重点業種ピークシフト生産を実施する。秋冬季において、工業企業に対する生産調整を強化し、各地は鉄鋼、建材、コークス、鑄造、非鉄金属、化学工業など排出量の高い業種に対し、ピークシフト生産計画を作成させ、差別化管理を実施する。ピークシフト生産計画は企業の生産ライン、工程及び設備まで細かく規定し、汚染排出許可証に掲載する。期限内に是正改造目標を達成できていない企業も、同時に現地のピークシフト生

産計画に組み入れ、操業停止を実施する。「産業構造調整指導目録」の制限類に属するものは、ピークシフト生産における生産制限の比率を上げるか操業停止を実施する。(工業と情報化部、生態環境部が担当)

八、法律法規体系を一層整備し、環境経済政策を改善する

(二十九) 法律法規基準体系を一層整備する。VOCs を環境保護税の徴収範囲に組み入れることを検討する。汚染排出許可管理条例、北京・天津・河北及びその周辺部大気污染防治条例を制定する。2019 年末までに、塗料、インキ、接着剤、洗浄剤などの製品の VOCs 含有量基準に関する強制国家基準の制定を完了し、2020 年 7 月 1 日より重点区域で率先して施行する。石油コークス品質基準の制定を検討する。「環境空気質基準」中のモニタリングの状態に関する規定を修正し、国際基準との整合性を図る。製薬、農薬、日用ガラス、鑄造、工業塗装類、外食産業の油煙など重点業種の汚染物質排出基準及び VOCs の無組織排出抑制基準の制改正を加速する。地方がより厳しい汚染物質排出基準を制定することを奨励する。内陸河川の大型船舶用燃料油基準及びより厳しいガソリン・軽油基準の制定を検討し、アルケン類、芳香族炭化水素及び多環芳香族炭化水素の含有量を低下させる。自動車、オフロード車及び船舶に関するより厳しい大気汚染物質排出基準を制定する。自動車排ガス検査と強制整備に関する管理規則を制定し、「使用済み自動車の回収管理規則」を改正する。(生態環境部、財政部、工業と情報化部、交通運輸部、商務部、市場監督管理総局がリードし、司法部、税務総局などが参与)

(三十) 投融資のチャンネルを拡大する。各級の財政は予算を青空保護戦勝利確保に傾斜配分する。中央大気污染防治特別資金の投入を増し、中央財政による北方地域冬季クリーン暖房支援パイロット事業対象市の範囲を拡大し、北京・天津・河北及びその周辺部、汾渭平原を網羅する。大気環境質基準を達成していない地域は大気污染防治資金の投入を拡大しなければならない。(財政部がリードし、生態環境部などが参与)

法律・法規に基づいて実施される大気污染防治領域の政府と民間資本連携 (PPP) プロジェクトをサポートする。契約型環境サービスを奨励し、環境汚染第三者処理を普及する。北方地域クリーン暖房事業に対する金融面の支援政策を打ち出し、条件を具備する地域を選定してクリーン暖房の金融支援パイロット事業を実施する。政策系、開発系金融機関がその業務範囲の中で、大気污染防治、クリーン暖房及び産業の高度化改造などの領域における条件に適合するプロジェクトへの担保提供を奨励し、民間資本の投入を誘導する。条件に適合する金融機関、企業による債券発行を通じた大気汚染対策及び省エネ改造実施のための資金調達をサポートする。「石炭から電気への転換」事業において算定価格を超えた関連電力網の投資を次の送配電価格算定期にシフトし、許可するためのコスト算定を実施する。(財政部、発展改革委員会、人民銀行がリードし、生態環境部、銀行保険監督管理委員会、

証券監督管理委員会などが参与)

(三十一) 経済政策による支援を強化する。中央大気汚染防止特別資金の配分と地方の大気環境質改善業績との連携メカニズムを構築し、地方政府の大気汚染対策実施のインセンティブを高める。環境保護信用評価制度を一層整備し、部局間の連携による賞罰を実施する。タイトサンドガスを中央財政の採掘利用補助の範囲に組み入れ、冬季における企業の供給量増加の奨励を目標として非在来型天然ガス補助政策を調整し改善する。ガス貯蔵によるピーク調整施設建設に対する支援政策の策定を検討する。発電側に対するピーク時とオフピーク時を分けた電力価格政策を実施し、暖房の電力使用のオフピーク時間帯を10時間以上に伸ばし、条件を具備している地域における暖房用電力の市場化競売購入メカニズムの構築、暖房用電力が電力の市場化取引におけるオフピーク時送配電価格の半額実施への参加をサポートする。農村地域において地熱エネルギーを利用して住民に暖房(冷房)を提供する事業の消費電力の価格は住民生活用電力価格を実施する。熱供給価格メカニズムを改善し、クリーン暖房利用価格を適切に設定する。省・自治区をまたいだ送電の価格形成メカニズムを改善し、クリーンエネルギーの利用促進に資する省・自治区をまたぐ特別送電事業による追加送電量の送配電価格を低下させ、電力資源の配置を最適化する。石炭火力発電所の超低排出環境保護電力価格を確実に実施する。エネルギー消費量の高い業種に対する優遇類電気料金及び様々な不適切な価格優遇政策を徹底的に整理し、廃止する。高汚染、高エネルギー消費、低産出企業に対する電気・水道料金差別化政策の動的調整メカニズムを確立し、制限類、淘汰類企業に対し、電気料金を大幅に引き上げ、各地が引き上げ幅を一層大きくすることをサポートする。鉄鋼などの業種の超低排出対応改造に対する支援を拡大する。「散・乱・汚」企業の総合是正整備に対する奨励政策の策定を検討する。貨物輸送価格の市場化運用メカニズムを一層改善し、両端の費用設定を科学的に管理する。港湾及び空港の陸電供給を支援し、陸電運営事業者の電力コストを低下させる。車・船及び作業機械のクリーンエネルギー利用を支援する。有機肥料製造・販売・輸送などに対する支援政策の改善を検討する。バイオマス発電電力価格政策を活用して農作物残茎などバイオマス資源の利用・処理を支援する。(発展改革委員会、財政部がリードし、エネルギー局、生態環境部、交通運輸部、農業農村部、鉄道局、中国鉄道総公司などが参与)

租税政策による支援を強化する。環境保護税法を厳格に実行し、環境保護専用設備購入のための企業所得税控除・免除政策を実行に移す。汚染の予防・処理に従事する第三者企業に対する企業所得税優遇政策の実施を検討する。条件に適合する新エネルギー自動車に対し、自動車取得税を免除し、省エネ・新エネ車・船に対する車両税・船舶税の減免政策を引き続き実施し、改善する。(財政部、税務総局がリードし、交通運輸部、生態環境部、工業と情報化部、交通運輸部などが参与)

九、基礎的能力の建設を強化し、環境法執行と査察を厳格化する

(三十二) 環境測定監視ネットワークを改善する。大気環境質のモニタリングを強化し、国が管理する大気環境質モニタリング地点を最適化調整、拡大する。区・県の大気環境自動モニタリングネットワークの構築を強化し、2020 年末までに、東部、中部の区・県及び西部の大気汚染が深刻な都市の区・県におけるモニタリングの完全実施を実現すると同時に、中国環境観測総站とのネットワーク接続によるデータ伝送を実現する。国家級新区、ハイテク区、重点工業園区及び港湾には大気環境質モニタリング地点を設置する。降下ばいじんに対するモニタリングを強化し、2018 年末までに、重点区域の各区・県には降下ばいじん量モニタリング地点を設置する。重点区域の各都市及びその他のオゾン汚染が深刻な都市では大気環境中 VOCs のモニタリングを実施する。重点区域では国家大気粒子状物質成分組成モニタリングネットワーク、大気光化学オキシダント・モニタリング・ネットワーク及び大気環境天・地・空大型立体総合観測ネットワークを構築する。大気環境モニタリング専用衛星の打ち上げを検討する。(生態環境部がリードし、国防科工局などが参与)

重点汚染発生源自動監視体系の構築を強化する。排気口の高さが 45 メートルを超えた高所排出源及び石油化学、化学工業、包装印刷、工業塗装など VOCs 重点排出源を重点汚染排出事業者リストに掲載し、企業による排煙自動監視施設の設置を督促し、2019 年末までに、重点区域ではほぼ完了し、2020 年末までに、全国ではほぼ完了する。(生態環境部が担当)

移動発生源の排出に対する監督管理能力の建設を強化する。リモートセンシングによるモニタリングネットワーク、国・省・市 3 級の定期的排ガス検査実施機関間のネットワークを構築・改善し、大型ディーゼルトラックの車載診断遠隔監視システム(OBD)を構築し、現場での路上検査・測定及び駐車場ででの監督のためのランダム抽出測定を強化する。2018 年末までに、重点区域では国・省・市 3 級ネットワークを基にしたリモートセンシング・モニタリング・システムのプラットフォームの構築を完了し、その他の地域では 2019 年末までに完了する。工事機械に対する自動測位及び排出監視装置の設置を推進し、排出監視プラットフォームを建設し、重点地域では 2020 年末までにほぼ完了する。国家自動車汚染防止センターの設立を検討し、区域的国家自動車排ガス検査試験所を建設する。(生態環境部がリードし、公安部、交通運輸部、科学技術部などが参与)

モニタリングデータの精度管理を強化する。都市及び区・県における各種開発区の大気環境質自動モニタリング地点の運営管理業務は全て省級環境モニタリング担当機関に移譲する。環境モニタリング及び運営管理機関に対する監督管理を強化し、精度管理考課及び試験所間比較、第三者による精度管理、信用評価ランク付けなどの制度を構築し、環境モニタリング計量トレーサビリティ・システムを一層整備し、環境モニタリング関連標準物質の研究と作成を強化し、「データを出すもの、サインしたものが責任を取る」という責任追跡制度を確立する。環境モニタリングデータの精度に対する監督検査特別行動を実施し、環境モニタリングデータの捏造行為を厳しく処罰する。地方による環境モニタリングへの不当な

介入行為、モニタリング機関における保守管理の不足及びモニタリングデータの改ざん、偽造、干渉行為があり、排出事業者に不正な行為があった場合は、法律・規則に基づいて厳罰し、関係者の責任を問う。(生態環境部が担当)

(三十三) 科学技術による基礎的サポートを強化する。分野横断的科学研究リソースを集めて優秀な科学研究チームを組織し、重点区域及び成都・重慶地域など他の地域の大气重汚染の成因、重汚染の蓄積と気象プロセスとの双方向フィードバック・メカニズム、重点業種及び汚染物質排出管理規制技術、住民の健康保護などに関する科学技術研究攻略行動を実施する。大气汚染の成因と抑制技術の研究、大气重汚染の成因と対策研究攻略行動などの重点プロジェクトは青空保護戦のニーズと緊密に合わせ、目標と課題志向を堅持し、研究しながらアウトプットを出し、応用する。区域的オゾンの形成メカニズムと抑制の道筋の研究を強化し、VOCs に対する全工程制御及び監督管理技術の研究開発を深化させる。鉄鋼などの業種の超低排出対応改造、汚染排出の発生源抑制、貨物の複合輸送、内燃機関及びボイラーのクリーン燃焼などの技術の研究を実施する。重点区域及び都市の排出源インベントリーの作成、発生源解析などの作業を常態化し、汚染発生源に対する動的追跡の基礎的能力を備える。アンモニア排出と抑制技術の研究を実施する。(科学技術部、生態環境部がリードし、衛生と健康委員会、気象局、市場監督管理総局などが参与)

(三十四) 環境法執行を強化する。鉄腕で汚染対策を実施し、日ごと連続処罰、差し押さえ封印・押収、生産制限・操業停止などの手段を総合的に利用し、法律に基づいて環境法違反行為を厳罰し、汚染排出者の責任を強化する。法律の定めに従って汚染排出許可証を取得していないもの、汚染物質の排出が許可証の定め合致していないものに対し、法律法規に基づいて厳罰する。区・県級の環境法執行のキャパシティービルディングを強化する。環境監督管理手法を革新し、「2つのランダム・1つの公開」(ランダムな抽出による検査対象の選定、ランダムな抽出による検査スタッフの派遣、検査と処分の結果の公開—訳注)などの監督管理手法を普及する。環境法執行検査を厳格化し、重点区域における大气汚染ホットスポットのグリッド化監督管理を実施し、工業窯炉排出、工業の無組織排出、VOCs 汚染処理などに対する環境法執行を強化し、「散・乱・汚」企業を厳しく取り締まる。生態環境法執行と刑事司法との連携を強化する。(生態環境部がリードし、公安部などが参与)

排ガス基準に適合しない自動車の製造・販売及び情報公開要件に違反する行為を厳しく取り締まり、関連企業の自動車製品公告、燃費公告及び義務的な製品認証を取り消す。使用過程車の排ガス基準超過に対する合同法執行を実施し、環境部局による検査測定、公安交通管理部局による処罰、交通運輸部局による整備の監督という合同管理体制を確立する。自動車排ガス検査機関による排ガス検査測定データの捏造、車両の環境監視パラメータに対するブロック・改ざんなどの違法な行為を厳しく取り締まる。燃料油製造・販売企業に対する品質監督管理を強化し、不合格な燃料油及び車用尿素を製造・販売・使用する行為を厳しく

取り締まり、化学原料と偽って調合油の組成原料を販売すること、化学工業原料で調合油を調合することを禁じ、輸送企業が基準不適合の燃料油を貯蔵・使用することを厳禁し、闇の給油所を断固として取り締まる。(生態環境部、公安部、交通運輸部、工業と情報化部がリードし、商務部、市場監督管理総局などが参与)

(三十五) 環境保護査察を一層深化させる。大気汚染防止を中央環境保護査察と「振り返り」の重要な内容とすると同時に、重点区域に対して統一的に特別査察を手配し、地方政府及び関係部局の責任を明らかにする。大気汚染防止作業を確実に実行しておらず、重汚染気象が頻発し、環境質の改善が計画の要求に達していない、ないし悪化している都市に対し、機動的、「ツボを押さえた」査察を実施し、査察と問責を強化する。省級環境保護査察を全面的に展開し、地区級市に対してもれなく査察を実施する。徹底的な検査、処理委譲、検証、喚問、特別査察という「5 ステップ法」監督管理メカニズムを構築・改善する。(生態環境部が担当)

十、各方面の責任履行を明確にし、全社会の広範な参与を誘導する

(三十六) 組織的指導を強化する。関係部局は本行動計画の要請に基づき、開発担当にしても、生産担当にしても、業界団体担当にしても、皆環境保全に責任を負うという原則に基づき、さらに職務分担を細分化し、関連する施策を策定し、「一ポスト二責任」を実行する。関係地方と部局の実施状況を国务院の大査察及び関連特別査察に組み入れ、真剣に実施し且つ効果が顕著なものに対し、表彰と奨励を強化し、職務を怠るものに対し、厳しく責任を追及し、問責する。地方の各級政府は、青空保護戦に勝利することを重要な業務に位置付け、主要な指導者を本行政区域の第一責任者とし、組織的思想を確実に強化し、実施計画を作成し、目標と課題を細分化して割り振りし、指標・進捗を合理的に設定し、実情とかけ離れた目標達成要求を上層機関から下層機関へどんどん押し付けることを避け、各種業務が秩序的に確実に遂行されることを確保する。関係部局と地方の各級政府の責任リストを見直し、責任体系を一層整備する。各地は「グリッド長」制度を確立・改善し、各方面の責任を明確にし、各階層でしっかりと実行する。生態環境部は統一した調整を強化し、定期的に指揮手配し、適時に国务院へ報告する。(生態環境部がリードし、各関係部局が参与)

(三十七) 考課と問責を厳格化する。青空保護戦に勝利するための年度目標と上位目標・課題の達成状況を重要な内容として汚染防止攻略戦の成果考課に組み入れ、考課結果の応用を確実に実行。考課に合格しない地区について、上級階層の生態環境部局が関係部局と共同で地方政府の主要責任者を公開喚問し、区域の環境影響評価許可を制限し、国が与えた生態文明関連の名誉称号を取り消す。モニタリングデータの改ざん、捏造が発見された場合は、考課結果を即不合格と認定すると同時に、法律・規則に基づいて責任を追及する。しっかりと

した対策がとられていない、責任が不明確、汚染が深刻、問題が突出した地区に対し、生態環境部は現地政府の主要責任者を公開喚問する。データに基づいた問責制度を制定し、重点攻略行動目標の達成が不足し、または大気環境質の改善が不十分なものに対し、データに基づいて問責を実施する。青空保護戦の中の先進的モデルに対して表彰と報奨を与える。(生態環境部がリードし、中央組織部などが参与)

(三十八) 環境情報公開を強化する。各地は大気環境質に関する情報公開を強化しなければならない。国の都市大気質ランキングの範囲を拡大し、重点区域と珠江デルタ、成都と重慶、長江中流域などの地域の地区級以上都市、及びその他の省都都市、計画単列市などを包含し、重点要素に基づいて月ごとに大気環境質、改善幅のワースト 20 都市とベスト 20 都市のリストを公表する。各省(自治区・直轄市)は本行政区域内の地区級以上の都市の大気環境質のランキングを公表しなければならない。区・県の大気環境質に対するランク付けの実施も奨励する。各地は重汚染天気緊急対応計画及び緊急対応措置リストを公開し、重汚染天気早期警報情報を適時に公表しなければならない。(生態環境部が担当)

環境保護情報の義務的公開制度を確立する。重点汚染排出事業者は自主モニタリングと汚染物質排出データ、汚染処理措置、重汚染天気対応、環境法違反処罰及び是正整備などの情報を遅滞なく公開しなければならない。汚染排出許可証を受領した企業は規定に基づいて速やかに実行報告を公表しなければならない。自動車とオフロード車の製造・輸入企業は法律に基づいて排出ガス検査、汚染抑制技術などの環境情報を社会に公開しなければならない。(生態環境部が担当)

(三十九) 全国民参加の体制を構築する。環境の改善は国民一人一人の責任である。全社会が「ともに呼吸し奮闘し」、各方面の力を合わせて予防と処理対策を実施することを提唱し、青空保護戦に勝利しなければならない。公衆が様々なルートを通じて環境法違反行為を摘発することを奨励する。グリーン消費の理念を確立し、グリーン調達を積極的に推進し、グリーン低炭素のライフスタイルを提唱する。企業が汚染対策の主体としての責任を強化し、中央企業がモデルの役割を果たし、グリーン生産を牽引しなければならない。(生態環境部がリードし、各関係部局が参与)

様々な宣伝教育を積極的に実施する。大気汚染防止の科学知識を普及し、国民教育体系及び党と政府幹部研修の内容に盛り込む。各地は宣伝誘導調整メカニズムを構築し、権威のある情報を公表し、大衆の関心の高いホットイシュー、難題に速やかに対応する。メディアは監督・誘導の役目を十分に果たし、大気環境管理の法律・法規、政策文書、作業実施状況及び経験・事例などを積極的に宣伝する。(生態環境部がリードし、各関係部局が参与)

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-07/03/content_5303158.htm